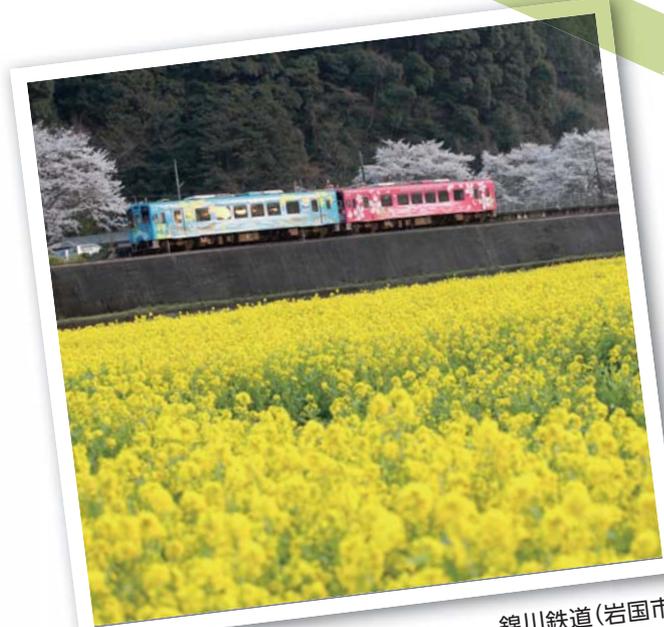


共済だより

2017

4月号

No.297



錦川鉄道(岩国市)

contents

平成29年度 短期・介護掛金率について.....	2-3
平成29年度の福祉事業について.....	9
禁煙でメタボ対策.....	11
組合員の被扶養者について.....	12-13
知って安心!厚生年金.....	14-15
貸付事業のご案内.....	16-17
貯金事業のご案内.....	18



一貫野の藤(山口市)

P4-8

平成29年度
事業計画及び予算



ホームページもご覧ください

<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

この「共済だより」は再生紙を使用しています

家庭に持ち帰り、ご家族でご覧ください

平成29年度 短期・介護掛金率について

～短期は据え置き、介護は引き上げ～

		平成28年度	平成29年度
短期掛金率	給 料	51.04%	変更なし
	期末手当等	51.04%	変更なし
介護掛金率	給 料	6.00%	6.67%
	期末手当等	6.00%	6.67%

平成29年4月から、短期給付事業に係る掛金率について、短期掛金率は据え置き、介護掛金率は引き上げとなります。組合員の皆さんには大変ご負担をおかけすることになりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

1 短期掛金率について

短期経理の収入の大部分は、組合員の掛金と地方公共団体等の負担金で賄われています。また、支出は、「組合員および被扶養者の医療費」と「高齢者医療制度に係る支援金等」が大部分を占めています。

◎平成28年度の短期経理の現状

収入においては、その大部分を占める掛金・負担金について、標準報酬総額が見込みより多かったため、予算比で約1億3千万円増加する見込みとなりました。

支出においては、主に保健給付が予算比で約2億7千万円の減少、休業給付は約2千百万円の減少の見込みとなりました。なお、高齢者医療制度への支援金等は、ほぼ予算どおりの見込みとなりました。

その結果、収支において、予算よりも約4億4千万円多い8億4千万円程度の当期短期利益金が見込まれ、短期積立金は約9億6千万円となる見込みです。

◎平成29年度の短期経理の見込み

収入において、組合員数の減少に加え標準報酬総額の減少が見込まれ、主な収入源である掛金・負担金収入については、現行の掛金・負担金率でも約1億円の減少が見込まれます。

一方、支出については、保健給付が、平成28年度は減少の見込みとなったものの、過去の実績を踏まえ約7千8百万円の増加を見込んでいます。

また、高齢者医療制度への支援金等については、平成29年度の納付金算定の基礎数値となる平成27年度の前期高齢者の医療費が、平成28年度の納付金算定の基礎数値となる平成26年度の前期高齢者の医療費と比較し大きく増加したことから、前期高齢者納付金が前年度より約6億7千万円増加する見込みであり、その他の支援金等を合計すると全体として約7億5千万円の増加の見込みとしています。

これらを総合的に判断し、平成29年度については、平成28年度と同じ財源率(102.08%)で運営することとし、生じる当期損失金約9千9百万円については、短期積立金を取り崩すことで対応します。

短期給付財政の 収支状況 (介護は除く)

※1 将来の欠損金の補てんに充当するための金額。当該事業年度以前3年間の保健給付等の平均額の10/100に相当する額

※2 前年度積立金から、当期利益金または損失金および欠損金補てん積立金の増加・減少分を加減算した額

区 分		平成27年度(決算)	平成28年度(見込み)	平成29年度(見込み)
収入	掛金・負担金合計額	10,088,788 千円	9,879,781 千円	9,775,659 千円
	そ の 他	1,294,257	1,272,640	1,246,369
	計 (A)	11,383,045	11,152,421	11,022,028
支出	法定給付(医療費等)	4,937,136 千円	4,770,470 千円	4,852,135 千円
	附 加 給 付 等	95,480	86,079	81,628
	高齢者医療拠出金等	5,079,410	4,083,014	4,828,287
	そ の 他	1,366,484	1,373,545	1,359,063
	計 (B)	11,478,510	10,313,108	11,121,113
当期利益金または損失金(△) (A)-(B)		△95,465 千円	839,313 千円	△99,085 千円
欠損金補てん積立金※1		458,905 千円	459,933 千円	458,811 千円
短 期 積 立 金※2		121,662 千円	959,947 千円	861,984 千円

～ 高齢者医療制度に係る支援金等について～

平成20年度に新しい高齢者医療制度が創設され、各保険者においても高齢者医療制度を支えるための負担が生じています。これらの金額は、「組合員および被扶養者の医療費」等よりも多く、短期経理の支出額の約半分を占めていることから、共済組合の短期の財源率は、この支援金等の額の増減に大きな影響を受けているのが現状です。

中でも、大きな割合を占めているのが次の2つの納付金等です。

1 前期高齢者納付金

65歳以上75歳未満の医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者（前期高齢者）に係る医療給付費等について、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を解消するために、前期高齢者納付金として、各保険者における前期高齢者数に応じた費用の負担調整を行っています。

前期高齢者の少ない保険者が多い保険者に対して納付金を支払う制度であり、前期高齢者が比較的少ない共済組合は大きな負担を求められています。



2 後期高齢者支援金

75歳以上の全ての人を対象に独立した医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。

財政構造は、患者負担を除き、公費5割、現役世代の支援4割、保険料1割となっており、このうち現役世代からの支援分を後期高齢者支援金として、各医療保険者が加入者数により按分（加入者割）し負担することとなりました。

しかし、平成22年度からは3分の1を、平成27年度からは2分の1を、平成28年度からは3分の2を総報酬割により按分し負担することとなり、平成29年度からは全て総報酬割により支援金を計算し負担することとなりました。よって、組合員の報酬が高い共済組合は、更に負担が大きくなっています。

2 介護財源率について

介護財政における支出は、介護保険制度への納付金（介護納付金）がほぼ全てを占めています。一方、収入は、介護保険制度の対象となる40歳以上の組合員の掛金と地方公共団体等の負担金で賄われています。

平成29年度は、平成28年度比で約1億円介護納付金が増加する見込みであり、平成28年度と同様の掛金率では、財源が不足する事態となることから、掛金率の引き上げを行います。

●本組合の状況

	第2号被保険者数 (人)	介護納付金(円)	介護財源率(%)	介護掛金・負担金(円)	任意継続掛金 還付金(円)	介護利益金(円)	介護積立金(円)
25年度	13,209	732,038,185	10.40	721,395,204	626,017	△ 11,268,998	16,846,555
26年度	13,129	779,379,853	10.96	777,466,323	670,730	△ 2,584,260	14,262,295
27年度	13,073	797,540,570	11.20	783,381,086	720,700	△ 14,880,184	△ 617,889
28年度	12,937	828,434,082	12.00	831,485,000	547,000	2,503,000	1,885,111
29年度	12,914	933,891,146	13.34	933,212,000	647,000	△ 1,327,000	558,111

※平成28年度、平成29年度は見込み。介護納付金は、概算額および調整額によるその年の実際の納付金額

お問い合わせ先 保険課 医療係 ☎ 083-925-6142

3月2日第1回組合会で議決

平成29年第1回組合会が3月2日に開催され、平成29年度の事業計画および予算が決まりました。

共済組合の事業に必要な費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。組合員数の増加が見込めない中、マイナンバー制度の導入、運用に係る経費などの新たな費用が発生しています。

そのような状況の中ではありますが、更なる経費節減に努め、組合員と被扶養者の皆さんの生活の安定と福祉の増進が図れるよう事業運営をしてまいります。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

基本項目

予算作成に当たっての基礎数値

区 分	全 体
組合員数	16,005人
組合員1人 当たりの 標準報酬月額	短 期 381,634円
	長 期 381,134円
被扶養者数	17,406人

平成29年度財源率

標準報酬月額・標準期末手当等

(単位:%)

区 分	短期経理						保健経理		厚生年金保険経理			
	掛 金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛 金	負担金	組合員保険料	負担金	公的負担金	
一般組合員	一 般 職	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7
	組 合 専 従	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7
	特 別 職	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7
	派 遣 職 員	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7
市町村長組合員	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7	
70歳以上組合員	51.04	51.04	-	-	0.2	0.06	1.76	1.76	-	-	-	
後期高齢適用者	2.11	2.11	-	-	-	0.06	1.76	1.76	-	-	-	
特定消防組合員	51.04	51.04	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7	
船員一般組合員	48.65	53.43	6.67	6.67	0.2	0.06	1.76	1.76	88.16 (89.93)	88.16 (89.93)	37.7	

(単位:%)

区 分	経過的 長期経理	退職等年金経理		業務経理	
	負担金	掛 金	負担金	事務費 負担金	
一般組合員	一 般 職	0.1122	7.5	7.5	1人 当たり 月額 977円
	組 合 専 従	-	7.5	7.5	
	特 別 職	0.1122	7.5	7.5	
	派 遣 職 員	0.1122	7.5	7.5	
市町村長組合員	0.1122	7.5	7.5		
70歳以上組合員	0.1122	7.5	7.5		
後期高齢適用者	0.1122	7.5	7.5		
特定消防組合員	0.1122	7.5	7.5		
船員一般組合員	0.1122	7.5	7.5		

※介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が徴収の対象です。
 ※厚生年金保険経理の組合員保険料・負担金の()は9月～の率です。
 ※□:今年度変更した率です。



短期経理

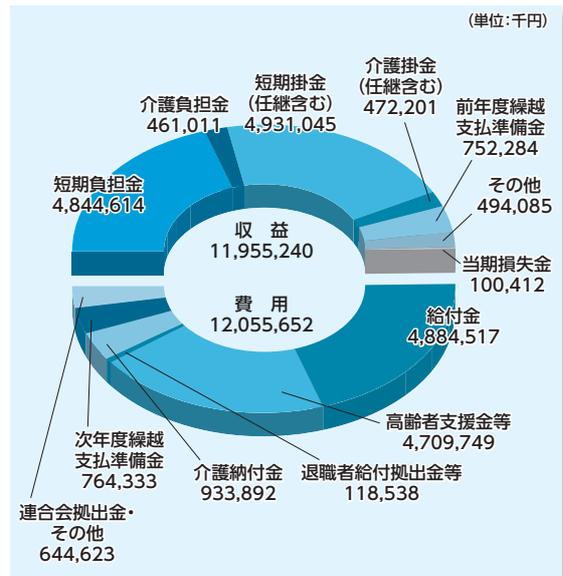
医療・介護などに関する給付をします

組合員と被扶養者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産・死亡・休業・災害などに係る給付をする事業を行っています。

また、高齢者医療制度への支援金や介護納付金などの支払いも行います。

今年度の詳しい事業運営については2ページの「平成29年度 短期・介護掛金率について」をご覧ください。

本共済組合では医療費抑制対策として、「データヘルス計画」を基に「医療費通知」と「ジェネリック差額通知」を行うとともに、保健経理で行う事業と連携して医療費の削減に取り組んでまいりますので、組合員と被扶養者の皆さんにおかれましても、引き続き、疾病の早期発見・早期治療を心がけていただきますようよろしくお願いします。



平成29年度

高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	28億490万円
後期高齢者支援金	19億484万円
退職者給付拠出金	1億1,850万円
老人保健拠出金	3万円
病床転換支援金	1万円
合計	48億2,828万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率です。

経過的長期預託金管理経理

経過的長期給付積立金の一部を運用します

経過的長期給付積立金は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）において運用されていますが、構成組合における他経理への貸付や地方公共団体への縁故地方債の取得資金に必要な資金を預託され、運用管理している経理です。

(単位:千円)

収益	費用
利息および配当金	支払利息
26,352	26,352

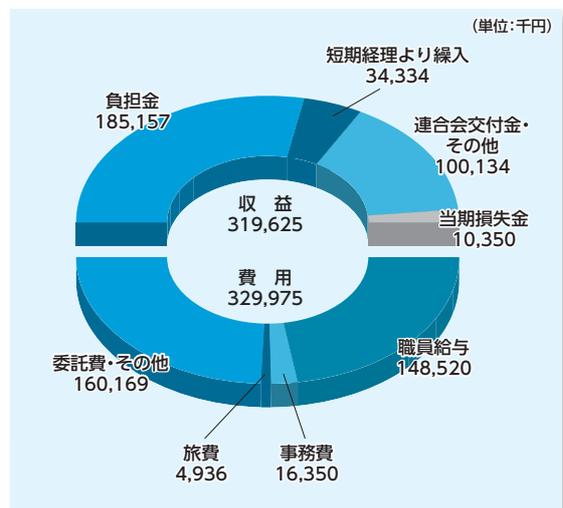
業務経理

事業運営に必要な諸経費を賄います

共済組合を組織する市町等から事務費負担金として納付された負担金で、年金、医療等に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理です。

平成29年度の地方公共団体負担金は組合員1人当たり年額11,730円となり、短期経理からは組合員1人当たり年額2,170円を繰り入れます。昨年度と比較し、それぞれ増額となりますが、個人番号管理システムおよび医療保険者サーバに係る運営委託費が新たに発生することとなり、事務費用が増加します。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、依然、定員の削減や事務経費の削減が図られていることから、本共済組合においても引き続き職員数の抑制や事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めて運営してまいります。



保健経理

財源率を引き下げて事業を行います

組合員と被扶養者の皆さんの心と身体健康保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

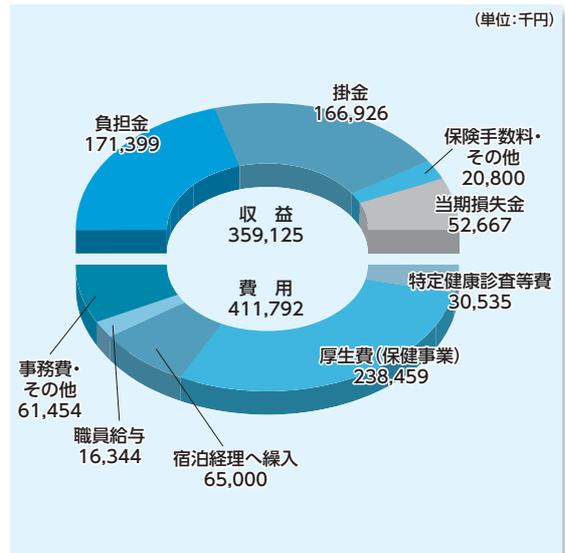
平成29年度は、組合員の負担を軽減するため、財源率を引き下げて運営をします。

疾病予防対策として人間ドックおよび健康診断助成事業に重点を置きながら、皆さんの精神面のリフレッシュのための保養事業などの各種事業を行います。また、医療費増高対策として、データヘルス計画に基づき新たに次の2つの事業を開始します。

- ・web上でご自分の健診結果が閲覧できる事業
- ・柔道整復師等の療養費請求書の点検・審査事業

特定健康診査および特定保健指導については、第3期に向けて実施率達成を目指すだけでなく結果を意識した事業となるよう更に努めてまいります。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持および管理に要する費用や減価償却費等の繰り入れを予定しています。



宿泊経理

保養所 防長苑を運営しています

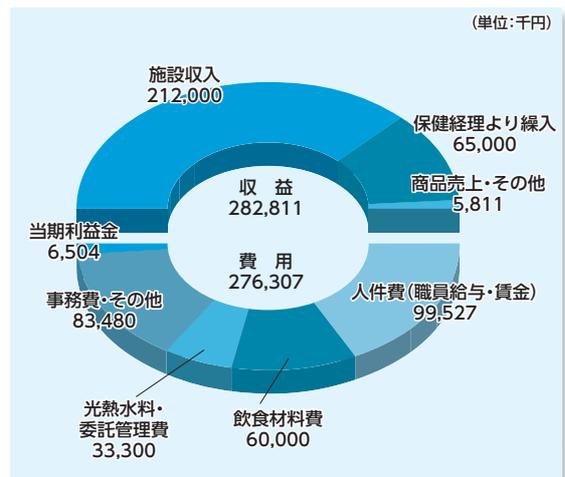
経営理念『組合員と共に歩む』を実践するとともに、組合員のニーズに沿った営業施策を実施し、リーズナブルな価格で利用できる施設を実現します。

平成29年度は、組合員と被扶養者さらに同行のご家族全員対象の防長苑割引券を2枚発行し、昨年度以上の利用促進を図ります。

経費の削減については、効率的な人員配置による人件費の削減、仕入業者選定による飲食材料費の削減を進めてまいります。

所属所との連携事業として各市町の旬の農水産物を使った料理コラボ『お維新ちゃ!やまぐち in 防長苑』や明治維新150年に向けた各種観光イベントとの連動にも取り組んでまいります。

ゆったり天然温泉と美味しいお料理をご用意してお待ちしておりますので、どうぞ、ご家族やご友人とお誘いあわせのうえお越しください。



貯金経理

安心の生活を応援します

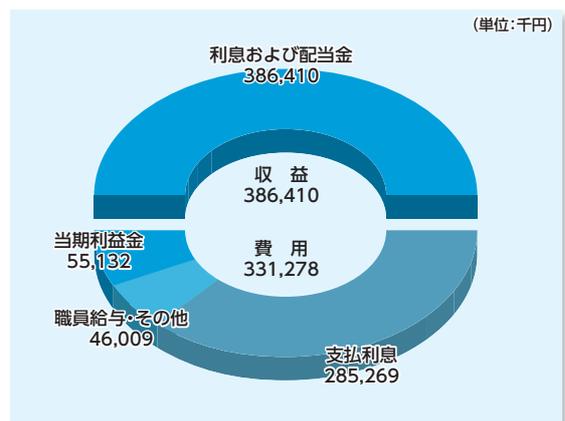
今年度も支払い利率は年0.9%で運営していきます。

貯金事業は、お預かりした資金を安全に効率運用し、加入者に還元していくことを目的に行っています。

資金は債券と預金により運用しています。債券については国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債による運用を今後も引き続き行ってまいります。また、預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めてまいります。

共済貯金は、安全で計画的にご利用いただけますので、皆さんの家計に役立ててください。

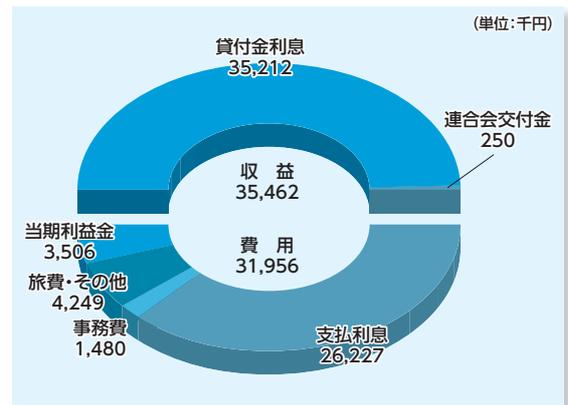
(18ページに関連記事があります。)



貸付経理

住宅資金や臨時資金をお貸しします

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率に連動するものとなっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況では共済貸付の有利性が乏しく新規貸付申込みの少ない状況が続いており、組合員貸付金残高は年々減少しています。このため、貸付金利息収入は減少が見込まれますが、今年度より利用しやすくなるように貸付スケジュールおよび申込書をホームページからダウンロードできるように変更しました（16ページ参照）。さらに便利になった貸付事業を、ぜひご利用ください。



厚生年金保険経理

厚生年金や国民年金の給付をします

厚生年金保険給付等の事務を実施するための経理です。

公務員の厚生年金事業については、実施機関の一つとして共済組合で行い、地方公共団体および組合員から徴収する保険料（負担金・組合員保険料）は、連合会へ全額納付することになります。

組合員および年金受給者に対して、公的年金制度についての認識および理解を深めるように積極的に広報活動を行うとともに、相談業務の充実に努めてまいります。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	13,508,898	負担金 払込金	13,508,898
組合員 保険料	8,431,852	組合員保険 料 払込金	8,431,852
合 計	21,940,750	合 計	21,940,750

退職等年金経理

退職等年金給付の給付をします

退職等年金給付は、地方公務員の退職給付の一部として設けられているもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。この給付は、積立方式による給付であり、年金額は、基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率をもとに改定されます。

保険料率（掛金率）は、0.75%（労使合わせて1.5%）を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	710,293	負担金 払込金	710,293
掛 金	710,293	組合員保険 料 払込金	710,293
合 計	1,420,586	合 計	1,420,586

経過的長期経理

公務等による年金の支払に充てられます

平成27年10月以降に発生した公務による障害および遺族年金については、退職等年金給付制度から支払われますが、それ以前に決定された公務による年金の支給に充てられます。

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	170,115	負担金 払込金	170,115
合 計	170,115	合 計	170,115

標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧

計算式：掛金(保険料)＝標準報酬月額×掛金率(保険料率) <円位未満切捨て>

(単位：円、%)

標準報酬等級			報酬月額	短期	介護	保健	厚生年金		退職等年金	平成29年4月～8月		9月～平成30年3月		
短期給付	長期給付						月額	掛金			組合員保険料		掛金	合計
	厚生年金	退職等年金	51.04	6.67	1.76	88.16 [～8月]		89.93 [9月～]	7.5	介護除く	介護含む (40歳以上 65歳未満)	介護除く		介護含む (40歳以上 65歳未満)
			以上	未満										
–	1	–	88,000	0～93,000	4,491	586	154	7,758	7,913	660	13,063	13,649	13,218	13,804
1	2	1	98,000	93,000～101,000	5,001	653	172	8,639	8,813	735	14,547	15,200	14,721	15,374
2	3	2	104,000	101,000～107,000	5,308	693	183	9,168	9,352	780	15,439	16,132	15,623	16,316
3	4	3	110,000	107,000～114,000	5,614	733	193	9,697	9,892	825	16,329	17,062	16,524	17,257
4	5	4	118,000	114,000～122,000	6,022	787	207	10,402	10,611	885	17,516	18,303	17,725	18,512
5	6	5	126,000	122,000～130,000	6,431	840	221	11,108	11,331	945	18,705	19,545	18,928	19,768
6	7	6	134,000	130,000～138,000	6,839	893	235	11,813	12,050	1,005	19,892	20,785	20,129	21,022
7	8	7	142,000	138,000～146,000	7,247	947	249	12,518	12,770	1,065	21,079	22,026	21,331	22,278
8	9	8	150,000	146,000～155,000	7,656	1,000	264	13,224	13,489	1,125	22,269	23,269	22,534	23,534
9	10	9	160,000	155,000～165,000	8,166	1,067	281	14,105	14,388	1,200	23,752	24,819	24,035	25,102
10	11	10	170,000	165,000～175,000	8,676	1,133	299	14,987	15,288	1,275	25,237	26,370	25,538	26,671
11	12	11	180,000	175,000～185,000	9,187	1,200	316	15,868	16,187	1,350	26,721	27,921	27,040	28,240
12	13	12	190,000	185,000～195,000	9,697	1,267	334	16,750	17,086	1,425	28,206	29,473	28,542	29,809
13	14	13	200,000	195,000～210,000	10,208	1,334	352	17,632	17,986	1,500	29,692	31,026	30,046	31,380
14	15	14	220,000	210,000～230,000	11,228	1,467	387	19,395	19,784	1,650	32,660	34,127	33,049	34,516
15	16	15	240,000	230,000～250,000	12,249	1,600	422	21,158	21,583	1,800	35,629	37,229	36,054	37,654
16	17	16	260,000	250,000～270,000	13,270	1,734	457	22,921	23,381	1,950	38,598	40,332	39,058	40,792
17	18	17	280,000	270,000～290,000	14,291	1,867	492	24,684	25,180	2,100	41,567	43,434	42,063	43,930
18	19	18	300,000	290,000～310,000	15,312	2,001	528	26,448	26,979	2,250	44,538	46,539	45,069	47,070
19	20	19	320,000	310,000～330,000	16,332	2,134	563	28,211	28,777	2,400	47,506	49,640	48,072	50,206
20	21	20	340,000	330,000～350,000	17,353	2,267	598	29,974	30,576	2,550	50,475	52,742	51,077	53,344
21	22	21	360,000	350,000～370,000	18,374	2,401	633	31,737	32,374	2,700	53,444	55,845	54,081	56,482
22	23	22	380,000	370,000～395,000	19,395	2,534	668	33,500	34,173	2,850	56,413	58,947	57,086	59,620
23	24	23	410,000	395,000～425,000	20,926	2,734	721	36,145	36,871	3,075	60,867	63,601	61,593	64,327
24	25	24	440,000	425,000～455,000	22,457	2,934	774	38,790	39,569	3,300	65,321	68,255	66,100	69,034
25	26	25	470,000	455,000～485,000	23,988	3,134	827	41,435	42,267	3,525	69,775	72,909	70,607	73,741
26	27	26	500,000	485,000～515,000	25,520	3,335	880	44,080	44,965	3,750	74,230	77,565	75,115	78,450
27	28	27	530,000	515,000～545,000	27,051	3,535	932	46,724	47,662	3,975	78,682	82,217	79,620	83,155
28	29	28	560,000	545,000～575,000	28,582	3,735	985	49,369	50,360	4,200	83,136	86,871	84,127	87,862
29	30	29	590,000	575,000～605,000	30,113	3,935	1,038	52,014	53,058	4,425	87,590	91,525	88,634	92,569
30	31	30	620,000	605,000～635,000	31,644	4,135	1,091	54,659	55,756	4,650	92,044	96,179	93,141	97,276
31			650,000	635,000～665,000	33,176	4,335	1,144	57,304	58,454	4,875	96,499	100,834	97,649	101,984
32			680,000	665,000～695,000	34,707	4,535	1,196	59,948	61,152	5,100	100,951	105,486	102,155	106,690
33			710,000	695,000～730,000	36,238	4,735	1,249	62,593	63,850	5,325	105,405	110,140	106,662	111,397
34			750,000	730,000～770,000	38,280	5,002	1,320	66,120	67,447	5,625	111,345	116,347	112,672	117,674
35			790,000	770,000～810,000	40,321	5,269	1,390	69,646	71,044	5,925	117,282	122,551	118,680	123,949
36			830,000	810,000～855,000	42,363	5,536	1,460	73,172	74,641	6,225	123,220	128,756	124,689	130,225
37			880,000	855,000～905,000	44,915	5,869	1,548	77,580	79,138	6,600	130,643	136,512	132,201	138,070
38			930,000	905,000～955,000	47,467	6,203	1,636	81,988	83,634	6,975	138,066	144,269	139,712	145,915
39			980,000	955,000～1,005,000	50,019	6,536	1,724	86,396	88,131	7,350	145,489	152,025	147,224	153,760
40			1,030,000	1,005,000～1,055,000	52,571	6,870	1,812	90,804	92,627	7,725	152,912	159,782	154,735	161,605
41			1,090,000	1,055,000～1,115,000	55,633	7,270	1,918	96,094	98,023	8,175	161,820	169,090	163,749	171,019
42			1,150,000	1,115,000～1,175,000	58,696	7,670	2,024	101,384	103,419	8,625	170,729	178,399	172,764	180,434
43			1,210,000	1,175,000～1,235,000	61,758	8,070	2,129	106,673	108,815	9,075	179,635	187,705	181,777	189,847
44			1,270,000	1,235,000～1,295,000	64,820	8,470	2,235	111,963	114,211	9,525	188,543	197,013	190,791	199,261
45			1,330,000	1,295,000～1,355,000	67,883	8,871	2,340	117,252	119,606	9,975	197,450	206,321	199,804	208,675
46			1,390,000	1,355,000～	70,945	9,271	2,446	122,542	125,002	10,425	206,358	215,629	208,818	218,089

- 標準報酬月額は、所属所が算定した報酬月額に基づき、共済組合が決定し、組合員へお知らせします。
- 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。
- 厚生年金の組合員保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。
- 船員組合員については、短期掛金率は【48.65%】で計算します。
- 期末手当等については、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

平成29年度の福祉事業について

組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。今年度実施する事業について、保健事業を中心に一覧表にまとめました。

項目	内容	備考	
健康診断	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します（事前の申し込みが必要です）。	30歳以上の組合員、配偶者が対象
	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象
	歯科健診	年1回、共済組合指定の歯科医院で歯科健診を受診する場合、その費用の全額を助成します（治療にかかる費用は、自己負担が発生します）。	
	特定健康診査	生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。	—
疾病予防	インフルエンザ 予防接種	年1回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円
	メンタルヘルス 相談	年3回、共済組合指定の病院または、カウンセリングルームで、メンタルヘルスに関する相談をする場合、その費用の全額を助成します。	組合員のみ対象
	禁煙支援	専門業者が実施する「らくらく禁煙コンテスト」の参加費を全額助成します。	
	医療情報の提供	健康診断や人間ドックの受診結果により、リスクをかかえている方に対して情報提供を行います。	—
	医療費適正化指導	高齢の方を中心に、専門業者が健康寿命を延伸するためのアドバイス等を行います。	
	生活習慣病 予防指導	健診結果をもとに、専門業者が実施するプログラムへのご案内を行います。	
特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とした生活指導を行います。		
助成	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限3,000円
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円
	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額 が異なります
	「防長苑」利用割引	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	利用家族1人に つき上限1,000円
	勤続25周年祝	組合員としての勤続が25周年を迎えた場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	発行する助成券は 10,000円×1枚
	結婚祝	組合員が結婚した場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	発行する助成券は 5,000円×2枚
セミナー	健康関連セミナー	生活習慣病の予防とメンタルヘルスへ啓蒙を目的としたセミナーを、県内各地で行います。	—
	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行います。	
将来設計	ライフプラン ステーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページ上のバナーからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	—
	共済貯金	給料天引き、または随時振込による積み立てで、資産形成をお手伝いします。	
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の資金に対する貸付けを行います。	
	生命保険・医療 保険・損害保険	生活設計サポートを目的として、任意加入の団体保険を取り扱っています。	

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

「平成29年度 共済事業のご案内」を配布しました

利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく事業について、リーフレット等をクリアファイルにまとめて所属所の共済組合事務担当課を通じて配布しました。ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

クリアファイル

次の①～⑤がこの中に入っています。まだ、中身を出していないという方は、今すぐ内容をご確認ください。



① 利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の各対象施設、使用上の注意点および記入方法について説明しています。



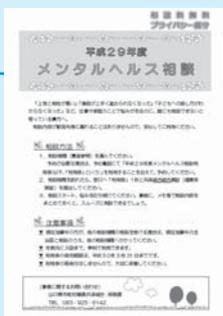
② 歯科健康診断

歯科健康診断の受診の仕方や、健診の意義について説明しています。リーフレットの中には、受診する際に必要な「歯科健康診断票」が入っています。



③ メンタルヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧と一っしょに、相談方法や「メンタルヘルス利用券」を一つにまとめています。



④ 共済貯金のご案内

給料天引きができて、気がつくとき貯まってる?! 共済貯金のご案内と、加入するために必要な申込用紙を一つにまとめています。



⑤ 防長苑割引券

山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。宿泊に限らず、御食事だけでもご利用いただけます。



平成29年度

共済組合セミナー開催計画

	内容	募集対象	案内方法
7月	パン教室	組合員・被扶養者 (女性限定)	共済だより・ホームページ 5・6月号
8月	親子料理教室	組合員・被扶養者と その子(小学生以上)	共済だより・ホームページ 7・8月号
9月	ライフプランセミナー	組合員・被扶養者 (40・50歳代)	共済だより・ホームページ 7・8月号
10月	メンタルヘルス 対策セミナー	組合員・被扶養者	共済だより・ホームページ 9・10月号
11月	防長苑による料理教室	組合員・被扶養者	共済だより・ホームページ 9・10月号
秋季	退職予定者説明会	退職予定者	所属所あて文書
冬季	ウエスト減少 対策セミナー	組合員・被扶養者	共済だより・ホームページ 1・2月号

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

禁煙でメタボ対策



たばこの害

たばこは、脳卒中や心臓病をはじめ、多くの病気との関係が指摘されており、動脈硬化をはじめ心筋梗塞などの発症リスクを高め、肺がんや喉頭がんなどの原因ともなります。そして、年間約13万人が喫煙が原因で亡くなっていると報告されています。禁煙は、メタボ、生活習慣病を予防・改善するうえで欠かせないものです。

喫煙は特定保健指導を判定する際のリスクになります

特定健診を受診する際の質問票には、喫煙習慣を確認する項目があります。特定保健指導の判定には、喫煙習慣がリスクの1つとして使われています。

特定健康診査質問票

	質問項目	回答
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「これまで合計100本以上、又は6か月以上吸っている者」であり、最近1か月間も吸っている者)	①はい ②いいえ

▼保健指導の判定は以下のとおりです。

◆ステップ1 腹囲とBMIで内臓脂肪のリスクを判定します。

腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上
(A)

または

腹囲 男性85cm未満、女性90cm未満
(B) かつBMIが25以上
BMI=体重(kg)÷(身長(m))²

◆ステップ2 検査結果、質問票より追加リスクをカウントします。

①～③はメタボの判定項目、④はその他の関連リスクです。
④の喫煙歴は①～③のリスクが1つ以上の場合にのみカウントします。

①血糖【空腹時血糖】100mg/dl以上 または 【HbA1c (NGSP値)】 5.6%以上
②脂質【中性脂肪】150mg/dl以上 または 【HDLコレステロール】 40 mg /dl未満
③血圧【収縮期】130mmHg以上 または 【拡張期】 85mmHg以上
④質問票 喫煙歴あり

◆ステップ3 ステップ1、ステップ2から保健指導のグループ分けをします。

(A) の場合

①～④のリスクの数が

2つ以上
1つ

→
→

積極的支援
動機付け支援

(B) の場合

①～④のリスクの数が

3つ以上
1～2つ

→
→

積極的支援
動機付け支援

◆ステップ4 以下の条件を踏まえ、保健指導のグループを確定します。

- ・前期高齢者(65歳以上75歳未満)は、積極的支援の場合でも動機付け支援となります。
- ・服薬(血圧・血糖・脂質)中の方は、共済組合が行う特定保健指導の対象とはなりません。

共済組合は、喫煙対策として、健診結果をもとに禁煙コンテストのご案内をする予定です。

組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などで、**主として組合員の収入によって生計を維持している者**は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

被扶養者の範囲

- ① 組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の者
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する者(当該配偶者の死後も同じ。)

被扶養者と認められない者

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者である者
- ② その者について、組合員以外の者が国・地方公共団体・その他から扶養手当またはそれに相当する手当を受けている者
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- ④ **認定基準額以上の所得がある者**

認定基準額とは

認定基準額 年額130万円 (年額180万円)	連続する12か月の収入の合計が、認定基準額以上となる場合は扶養認定できません。 なお、次の者は認定基準額を年額180万円とします。 <ul style="list-style-type: none">・60歳以上で公的年金を受けている者・60歳未満で、公的年金等のうち、障害年金を受けている者
--------------------------------------	--

※ただし、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額 108,334円 (150,000円☆)	認定基準額を12か月で割った額 次のような場合は、認定基準額以上となるものとみなし、扶養認定できません。 <ol style="list-style-type: none">① 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合② ①に該当しない場合で、実際に支払われた給料等が3か月連続して月額基準額を超えたとき
日額基準額 3,612円 (5,000円☆)	月額基準額を30日で割った額 雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合、認定基準額以上となるものとみなし、受給期間中の扶養認定はできません。

☆ 認定基準額180万円の者

その他の基準額等	被扶養者に配偶者がいる場合(例:父母等を認定している場合)は、認定基準額のほか、夫婦の所得の合算要件があります。 <ul style="list-style-type: none">・詳細は所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご確認ください。・共済だより2016年4月号に、合算要件の詳細を掲載しています。(共済組合のホームページからバックナンバーをご覧ください。)
-----------------	--

被扶養者認定における所得の取扱い

- 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間(連続する12か月)の総収入額をいいます。
 - ・連続する12か月は、暦年(1~12月)や年度(4月~翌年3月)などに限定されません。
 - 所得税法上の所得と同一ではありません。
 - ・非課税の休業給付、公的年金(遺族年金・障害年金)等を含みます。
 - ・農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。
- ※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告(または市町村県民税の申告)を行ってください。

被扶養者認定における所得の種類

1 給与所得(給料・賞与・手当・賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金について

- ・従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている者は、被扶養者として認められません。
- ・同居の親族に対する給料・賃金は、必要な経費として認められません。

※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費として認められません。

3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額。ただし、個人年金は除く。

4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険法に基づく休業給付金等

6 組合において、1～5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等



被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき

「被扶養者申告書」「個人番号申告票」

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類

詳細は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合ホームページでご確認ください。

- 被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出
- 事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日から認定

被扶養者の取消しの届出

「被扶養者申告書」

添付書類：取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

- 被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要
- 取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還

被扶養者の氏名および住所を変更したとき

「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

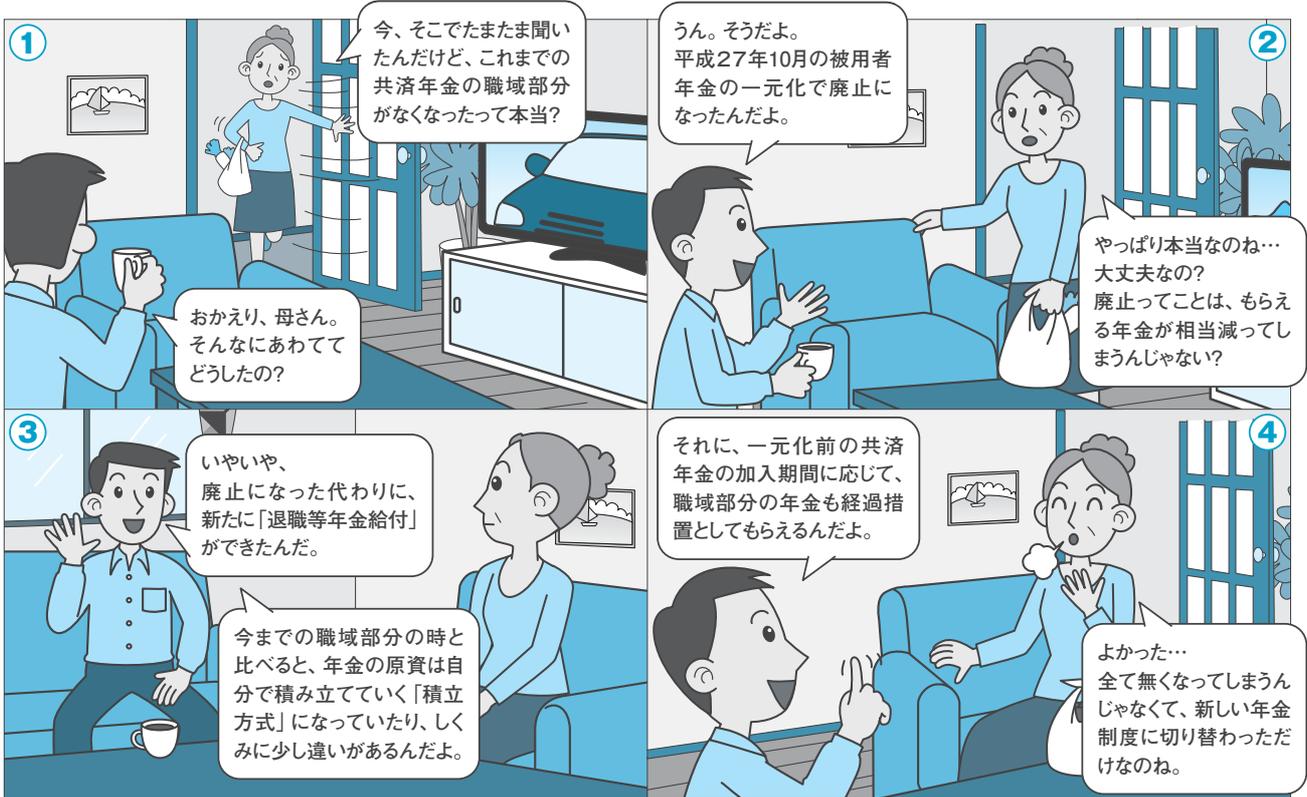
国民年金第3号の被保険者の届出

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142



退職等年金給付 (年金払い退職給付)の しくみ①



被用者年金一元化によって、これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域年金相当部分」(以下、職域部分という)が廃止されました。この廃止された職域部分に代わる新たな公務員制度として、平成27年10月から「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

職域部分と退職等年金給付の違い

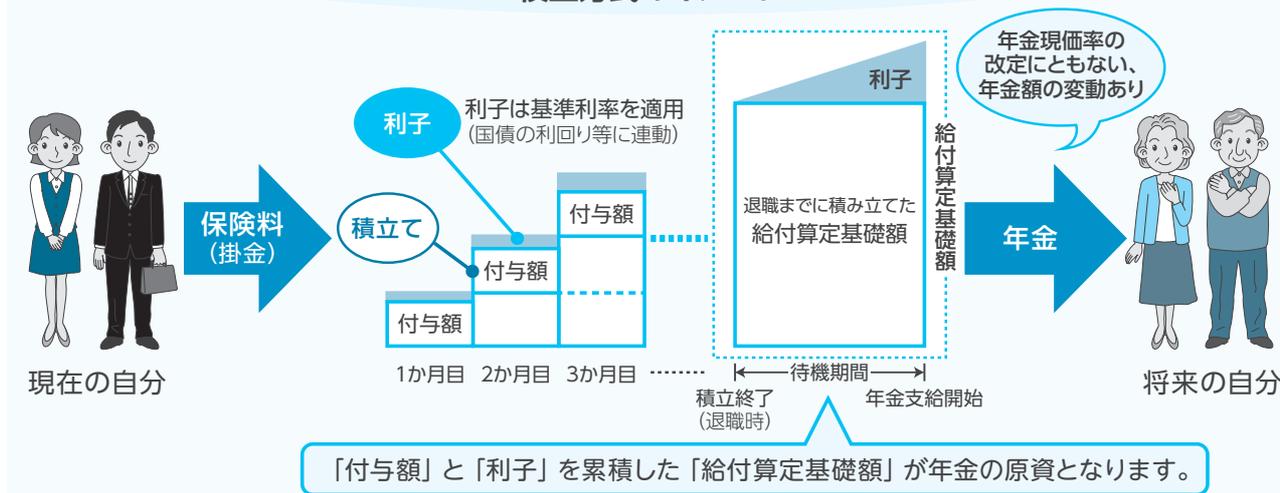
	職域部分	退職等年金給付
年金の性格	公的年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 (世代間扶養の方式)	積立方式 (自身の給付に必要な原資を積み立てる)
給付設計	確定給付型 (現役時代の報酬の一定割合で給付水準を定める)	キャッシュバランス方式 (国債利回り等に連動する形で給付水準を定める)
保険料率	保険料の上限なし	保険料率(労使折半)の上限あり (1.5%)

退職等年金給付は積立方式

共済年金の職域部分は、現役世代の保険料（掛金・負担金）収入で受給者の給付を行う「賦課方式」でしたが、退職等年金給付の制度運営は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ給付算定基礎額として積み立てておくという「積立方式」をとっています。

退職等年金給付は、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た「付与額」を利子とともに毎月積み立てます。また、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた「年金現価率」を基に毎年改定されます。

積立方式のイメージ



退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

「退職年金」については「終身年金」と「有期年金」があり、「有期年金」の受給期間は基本20年ですが、10年または一時金を選択しての受給もできます。



きになるワンポイント



一元化前の組合員期間がある方には、旧職域部分の経過措置があります

これまで共済年金にあった職域部分は廃止されましたが、平成27年9月以前の加入期間がある方には経過措置が設けられており、老齢・障害・遺族給付について「経過的職域加算額」が支給されます。



記事提供：(株)社会保険出版社

●次号も引き続き、「退職等年金給付のしくみ」について掲載予定です。

お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550

貸付事業のご案内

毎月10日申込み締切
(共済組合必着)
毎月末日貸付金送金

共済組合では、組合員の皆さんの臨時の支出に対する貸付けをしています。
詳細および手続きなどは、所属所の共済組合事務担当課または共済組合福祉課にお気軽にご照会ください。

申込書は、共済組合のHPからダウンロードしてください。

(平成29年4月1日現在)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付	●組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など 例)「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など 	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.66
住宅貸付	●組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など 	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応住宅貸付	●組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅または災害貸付に準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えると、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	2.40
災害貸付	家財	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.22
	住宅		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	2.66
	入学		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1~6年) (最高1,080万円)	
	結婚		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭		●組合員、被扶養者の療養に要する費用 例)「インプラント治療(保険適用外部分)」など 	
高額医療貸付	●組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付	●組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借換えや、クレジットの返済などは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は固定ではありませんので、変動する場合があります。財政融資資金利率の金利が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動利率により、貸付利率が設定されます。

※共済組合を含む金融機関などへの返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができません。

※毎月の償還額は貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額はHPに掲載しています。

貸付けのスケジュールを変更します

平成29年4月から、貸付けのスケジュールを変更しますのでお知らせします。
 申込み締切日から、貸付金送金日までがわずか20日！
 便利になった共済組合の貸付けを、ぜひご利用ください。

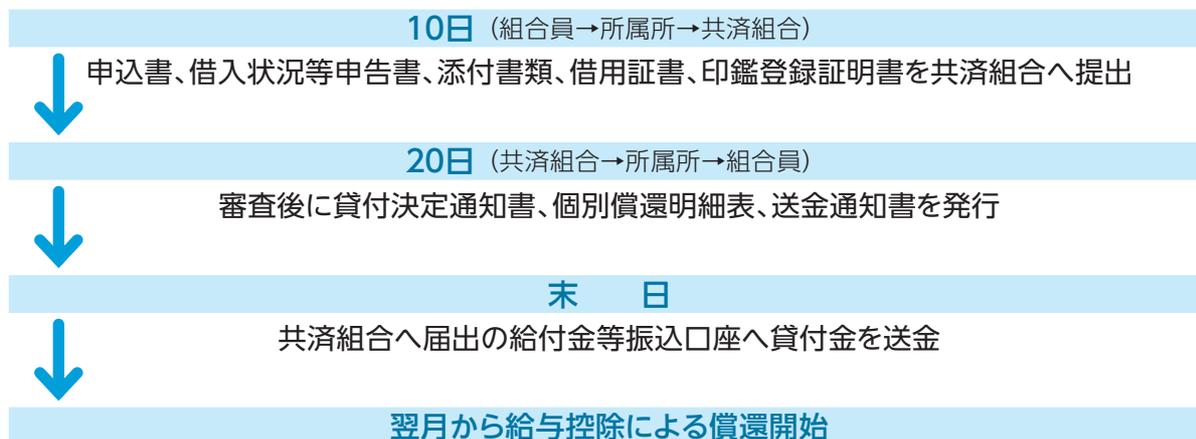


変更点

	変更後	変更前
申込書提出締切日	10日	20日
決定日	20日	末日
借用証書提出締切日	申込書と同時に提出	翌月10日
送金日	末日	翌月25日
各日が休日等の場合	前日にずれる	翌日にずれる
申込書等 [*] の受取り方法	共済組合のHPからダウンロード	所属所の担当課

^{*}平成29年4月1日から申込書等が変更となっていますので、以前の申込書等をお手元にお持ちの場合は、ご使用されないようお願いします。

貸付けの流れ



平成29年度のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込書締切日	10日	10日	9日	10日	10日	8日	10日	10日	8日	10日	9日	9日
決定日	20日	19日	20日	20日	18日	20日	20日	20日	20日	19日	20日	20日
送金日	28日	31日	30日	31日	31日	29日	31日	30日	29日	31日	28日	30日

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

貯金事業のご案内

1 事業の目的としくみ

貯金事業は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

2 対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

3 貯金利率および運用状況

◎ 貯金利率

年0.9%(税引前)の半年複利(平成29年4月1日現在)。利率は金融情勢等により変動することがあります。付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◎ 共済貯金の運用

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしていません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

これらの運用状況は、共済だより3月号および9月号で報告します。

4 共済貯金の各種手続き

～手続きは所属所の共済組合事務担当課で!!～

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類はすべて所属所の共済組合事務担当課に備え付けてあります。また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。所属所の締切日は、所属所の共済組合事務担当課にご確認ください。

◎ 加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。臨時積立のみの場合も加入手続きをしてください。

*積立の種類

- ◎ 毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◎ ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ◎ 希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

◎ 積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ◎ 6月積立分からの変更 …… 4月10日～5月10日の間受付
- ◎ 11月積立分からの変更 …… 9月10日～10月10日の間受付

現在、受付中
です
お待ちしています

◎ 給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用。※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

◎ 払戻し(毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載)

- ・ 15日送金(前月末日受付)
- ・ 末日送金(当月15日受付)

◎ 解約(月1回送金)・・・月末送金(当月10日受付)

◎ 残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

平成29年1月末現在、
全組合員の約4割にあたる
6,745の方が共済貯金を
利用しています

今年度は期間をグーンと延ばして1年間！ 新規加入キャンペーンを実施します。

新たにご加入された皆さんに 図書カード500円分プレゼント

◆ 注意事項 ◆

- ・平成30年3月9日(金)までに共済組合に新規加入申込書が到着していること
 - ・定例積立または賞与積立を申し込むこと(臨時積立のみは対象外)
 - ・募集期間中に複数回加入された場合でも特典は1回のみとなります。
- ※プレゼントは申込受付日の翌月下旬、ご自宅に直接送付します。

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月14日(金)	4月28日(金)
	4月28日(金)	5月15日(月)
	5月15日(月)	5月31日(水)
	5月31日(水)	6月15日(木)
解約	4月10日(月)	4月28日(金)
	5月10日(水)	5月31日(水)

共済組合の行事(4月)

- 事務担当者会議
4月13日(木) 防長苑
- 共済制度説明会(新規採用者向け)
※希望所所属

防長苑の
イベント
(4月) ●歓迎会プラン
～4月28日(金)

編集後記

新年度がスタートしました。今号は、共済組合のいろいろな事業のご案内を掲載しています。別に皆さんにお届けする「平成29年度共済事業のご案内」のクリアファイルとあわせて、1年間お手元において、しっかり共済事業を活用していただければ幸いです。(M・H)

最近、運動不足のせいか、右膝が痛くて心配になります(ちなみに、私はギリギリまだ20代です。)。ということで、週に2日ほど、トレーニングルームがある施設で、リハビリを兼ねて筋トレを始めました。トレーナーさんいわく、やはり足回りの筋肉を鍛える必要があるとのこと。将来の健康寿命のためにも、無理をせず継続していきたいです。(T・F)

組合の状況

平成29年3月3日現在



組合員/男
10,312人



組合員/女
5,527人



組合員/合計
15,839人



任意継続組合員
187人



被扶養者/男
6,682人



被扶養者/女
10,751人



被扶養者/合計
17,433人

山口県市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課) 083-925-6551(福祉課)
●発行日/平成29年4月3日 ●発行人/藤本 則子 URL <http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

生ビールまつり

2017
今年一番の
暑気払い!!

毎年恒例!! 防長苑のバイキング

組合員様限定 先行予約受付開始!!

先行予約期間: 4月3日(月)~21日(金)

先行予約で防長苑商品券が当たる!

先行予約頂いた方の中から抽選で10組のお客様に防長苑商品券5,000円プレゼント!!
当選者の抽選は4月下旬を予定しております。
発表は当選者への直接のご連絡(送付)とさせていただきます。

2017年6月16日(金)~8月5日(土)
定休日: 6月18・19・25・26日/7月2・3・9・10・17・18日

予約制 プuffスタイル: 和洋中各種料理が50種類以上

フリードリンク: キリン一番搾り(生)、一番搾りフローズン(生) 他
料金: おとな **4,000**円/中高生 **2,000**円/小学生 **1,500**円 /
幼児(3歳以上) **500**円
朝食付宿泊優待: 日曜~木曜日 **500**円
金・土・祝前日 **2,000**円 ※宿泊利用助成券使用後の金額です



もう一度来たくなる! 曜日限定リピート割引『リピ割』

~6月16日から6月30日まで~

期間中生ビールまつりご利用のお客様へ次回(日曜~木曜限定: 祝前日を除く)使用できる

生ビールまつり
500円割引券をプレゼント!

夏休みは家族で! 夏休み学生割引『ガク割』

~7月21日から8月5日まで~

期間中生ビールまつりご利用のお客様、グループ内おとな1名様につき学生(小中高生)1名様の料金を

300円 割引!



協賛: ライフ山口

団体保険制度のお問い合わせは、有限会社ライフ山口へ
フリーダイヤル 0120-170-215 (担当 さるがみ) FAX 083-925-2161

防長苑オリジナルスイーツ&ドレッシングのご案内

お土産にもどうぞ

安納芋のスイートポテト...1,500円
芋の甘みがたっぷり詰まったしつとり濃厚スイーツ



苺のドレッシング...756円
苺の果実をぜいたくに詰め込みました

※お食事処『旬花』営業のご案内 4月1日よりランチタイム(11:00~14:00)のみの営業となります。GW後は改装工事のため、1か月間お休みいたします。ご了承ください。



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問い合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」
<http://www.twitter.com/Bochoen>